

第 146 回浜田市教育委員会定例会議事録

日 時：平成 29 年 7 月 26 日（水） 13：30～14：35

場 所：浜田公民館図書室

出席者：石本教育長 藤本委員 宇津委員 金本委員 花田委員

事務局 佐々木部長 河上課長 村木室長 森脇課長 岡田室長（欠席）

山根課長（欠席） 島田館長 長見所長 外浦課長 村瀧室長

原田分室長 佐々尾分室長（欠席） 森下分室長 吉野分室長

書記：湯浅係長 日ノ原主任主事

議事

1 教育長報告

2 議題

(1) 浜田市立学校統合計画審議会委員の委嘱について（資料 1）

(2) 浜田市山藤功奨学金給付規則の制定について（資料 2）

3 部長・課長等報告事項

4 その他

(1) その他

1 教育長報告

石本教育長

暑い中出席いただきありがとうございます。

小中学校は夏休みに入った。夏休みを十分楽しんでいることと思うが、事故等なく無事に 2 学期を迎えてくれることを祈るばかりである。夏休みに入って、中学校は県総合体育大会等が出雲を中心に開催されている。先般、応援にも行ったが、今年は浜田の選手、頑張っているが思うような結果が出ていない様子であるといったことを先生方から聞いている。まだまだ続いている。最後まで頑張ってもらいたいと思う。

① 6 月 30 日（金）浜田市奨学金貸与審査委員会（教育委員室）

貸与の審査である。今年は例年より応募者が少なく、応募された方は大学、専門学校の関係が 6 人、高校は 0 人ということで大学、専門学校の 6 人も、最終的には経済的な要件で引っかけ、4 人を決定したところである。6 月の議会で、山藤功奨学金、これは給付型になるが、そちらの制度化もできているので 8 月から募集を開始する。8 月末まで募集をし、審査は 9 月に行う予定である。これは給付ということで、返済する必要は

ないので手を挙げていただいて、その中でも経済的に困難な家庭等を中心に選考していければと思う。

② 7月5日（水）大雨特別警報発令

初めてこのあたりに大雨特別警報というものが発令された。朝5時55分に発令された。5日の朝0時をまわりだんだん雨がひどくなるということで、私たちも0時半頃には市役所へ登庁して警戒態勢を務めたところだが、そういった今まで発令されたことのない特別警報が発令された。最終的には昼前、11時15分には解除になるが、明け方までのところで局地的な大雨が降ったということで、報道等でも度々出てきたが、線状降水帯という同じところを非常に赤い、強い雨のマークが停滞して降り続けるという状況である。特に金城の波佐地区、それから弥栄、三隅の黒沢といった地区でたくさんの雨が降り、山崩れ、市道の崩壊、そういったものが多くの箇所が出た。特に金城の若生地区では孤立をすると、大々的に報道されたところだが、その後九州の雨がひどくなったのでこちらの報道が少なくなったが、そういったことで色々被害に遭われた皆様方には一日も早い復興を願う。

結果的にこの雨で浜田市は一部の地域に、避難勧告と、最終的には避難指示というところまで発令した。昼前の時点で1,700人くらいの方が市内全体で避難所に避難したといったようなことがあり、急遽お昼のおにぎり等が足りないということで、給食センターにお願いをし、2,000個のおにぎりを作っていた各避難所に配ったといったような対応をした。

③ 7月7日（金）教育委員会学校訪問・1日目（午前）

委員方には大変お世話になった。7月7日（金）から始まり、10日（月）、11日（火）、13日（木）、14日（金）と計5日間の学校訪問ということで、また色々気付かれた点については、8月は校長会がないので、9月の校長会のときに先生方に報告しようと思う。8月の定例会のところまでで、まとめたものをまた少しいただければ、それを参考にして教育委員方のご意見ということで学校へ知らせたいと思うので、よろしく願いしたい。

④ 7月13日（木）JFA 夢の教室（美川小・雲雀丘小）

JFA（日本サッカー協会）が主催をしてプロで活躍した選手、それから元オリンピック選手、そういった方々を講師として呼

んで大きな夢に向かって努力することの大切さ、それから周囲の支援に対する感謝、そういったようなことを子どもたちに話をするといった事業であるが、夢先生の夢教室ということで、浜田市は平成22年から実施しており、今までに8人の夢先生が来ておられる。12校で実施をしたという実績があるが、今年には種田恵さんという競泳の選手であるが、北京オリンピックに出場されて200メートル平泳ぎ決勝で8位になられたということである。その後世界選手権等の大会にも出場されて活躍、上位入賞されている選手である。美川小学校と雲雀丘小学校で授業をしていただいた。

⑤ 7月17日（祝）Hamada マリン郷育プロジェクト『海の学校』（瀬戸ヶ島他）

日本財団に支援をいただきながら、去年から行っている事業であるが、去年はマリンスポーツの体験ということで、カヌーとサップ（SUP）という、ボードの上に乗って漕ぐという競技をやったが、今年には海の学校ということでもっと幅広い、海洋教育を、同じような内容のメニューを用意して実施した。製氷所の見学、それからソーラス地区とって、浜田の商港の辺り、今、フェンスを張って中に一般の方が入れないような地域となっている。その中に入れていただき、中のコンテナとかクレーンの様子、荷上げの様子等を見学するといったようなこと、それから藻塩を作る体験、そういったものを午前中で実施した。午後からはビーチでカヌー、サップ（SUP）といったマリンスポーツを体験するというような取組である。今年には申し込みがあった28人全員が出席された。60人定員だったので、もう少したくさん子どもたちに参加してほしいと思う。暑い1日だったが海の学校ということで、これはこれからも毎年、日本財団の支援がなくなっても浜田市としては続けていかなくてはならない事業であると思うところである。

⑥ 7月19日（水）浜田市PTA連合会役員市長表敬（庁議室）

浜田市PTA連合会役員と教育委員会の意見交換会（浜田公民館）

PTA連合会の新しい役員の方が決まり市長表敬に来られた。その後、教育委員会の教育長が出席して意見交換会を行ったところである。その中で、去年もやったように教育委員方との意見交換会もできたら取組をしたいといったようなお話もあつ

たのでまたその時にはよろしくお願ひしたい。

⑦ 7月20日（木）ことばを育てる親の会浜田支部要望（教育委員室）

ことばを育てる親の会三隅支部要望（教育委員会）

浜田支部は松原小学校と第一中学校に通級指導教室があって、そこに子どもさんが通っておられる親の方が作っておられる会である。三隅は、三隅小学校と三隅中学校にある通級指導教室に通っておられる子どもさんの親の会ということで、これは毎年要望がある。通級の担当の先生、三隅中学校は1人、三隅小学校は2人、松原小学校は3人、第一中学校は2人ということであるが、現在、外にも訪問指導に出られるのでそういったときに学校が空いてしまい、指導が十分にできないというようなことがあり、「先生の増員をお願いしたい。」といったような要望で、これについては教育委員会から県へも毎年お願ひはしているが、一度に先生の数を増やすというのは難しいようである。ただ、国からきたデータを見ると、「通級による指導を受けている児童・生徒の数は、この10年間で2.3倍に増えている。」といった状況がある。そうした中で、国も段階的に通級指導の先生を増やすという方針を出しているが、わずかずっしか増えない。島根県全体で2人とか、そういった数であるので浜田市の増加にはつながらないということがある。その辺、もっともっと強く要望していかななくてはいけないと思ったところである。

それから県の大会が来年度三隅で行われるということで、「もう実行委員会を作ってそろそろ来年の準備を始める。」といったような話もあった。

⑧ 7月23日（日）島根県中学校総合体育大会・バスケットボール競技（浜山体育館）

島根県中学校総合体育大会・陸上競技（浜山陸上競技場）

冒頭にも言ったように、中学校の総合体育大会が日曜日に、バスケットボールと陸上と同じ浜山会場でやっていたので、応援に行った。というのが新聞にも掲載されたが、弥栄中学校がこの大会で、一応バスケットボール部が廃部になるというような最後の大会であった。市予選はみごとに勝ち抜き県大会に行けた。開会式後の第一試合だったが、西ノ島中学校と試合をし、前半、離されたり引っ付いたり展開であった

が途中から離されてしまい、最終的にはダブルスコアまではいかなかったが、かなりの点差が付いたということで、最後まで頑張っていたがそういった結果に終わった。それから陸上も応援に行った。今年はおそらく、県で2位になったのは何人かいたが、トップはなかった気がする。それにしても浜山運動公園の陸上競技場を見て、立派な施設だなと感じた。あれぐらいのものが浜田にあればいいなと思った。県の施設なので県西部にもそういった施設があればと思った。

⑨ 7月26日(水)平成29年度島根県学校栄養士会総会並びに研修会(浜田合庁)

開会式に出たが、その後、今日と明日と2日間研修があるということで、文部科学省からも専門官の方が来られて、学習指導要領改定後の今後の食育の進め方、そういったことについてお話をされるということになっており、私と教育総務課長が出席をした。この栄養士会の総会は9年ぶりに浜田で開催されるということであった。行って驚いたのは、文部科学省の方もおられたし、元文部科学省の専門官をやっておられて今は女子栄養大学の名誉教授をやっておられる方、それから松江の方で、全国の栄養士会の会長もおられた。そういった講師陣、高名な方がおられるというか、かなり中身の濃い研修であったと感じた。浜田にも栄養教諭、学校栄養士の先生もおられるが、その先生方全員が参加し、地元なので大会の運営に務めておられた。

1か月間の報告は以上である。

今のところで、質問等はあるか。

質疑応答

藤本委員

2つある。1つは7月13日にJFA夢の教室がというのがあったが、JFAというのはサッカーのことであるか。

石本教育長

日本サッカー協会である。

藤本委員

それなのにおいでになった講師の方はサッカーには関係のない方、こういうことがあるのか。

石本教育長

サッカー協会がやっているのだが、全てのスポーツにおけるオリンピック選手であったりプロの選手、元プロの選手であったり、そういった方を対象に夢先生という様に行っている。

藤本委員

もう1つ。7月19日のところにPTA連合会の役員方との意見交

換があったということであるが、これは昨年、私たち教育委員ともあったのだが、また今年あるようなら、会場設営をもう少し配慮してほしいと思った。もう少し空間がないと、話がしづらい。もしあれば、そういうご配慮もお願いしたい。

石本教育長
宇津委員

承知した。

先ほど教育長から県立の浜山陸上競技場が立派な施設という話があった。やはり浜田にも、県立体育館があるとはいうものの、県立のそういったスポーツ施設がなくてはと思う。県西部では浜田が中心でないといけないという気がする。今や、益田の陸上競技場が大会の頻度としては多くなってきているのではと思う。ぜひともそういう機会があれば、浜田に陸上競技場の建設をという声を上げていただきたいが、難しいか。

石本教育長

スポーツ推進審議会の答申の中にもぜひ県立の施設をといた様な事が明記してあった。行政、それからいろんな競技団体と協力しながら県に対して要望を続けていかなければいけないと思う。特に、県立施設誘致を要望するとなると、浜田市だけではなくなかなか難しい。県西部の市町村が一緒になって取り組み、運動をしていかなければと思う。ただ周りの市町村から何で浜田なんだと言われたときに、その辺のところは難しい面があるが、他のは他の市町村へ譲るので、これはぜひ浜田へというような手法でも、とは思う。益田の陸上競技場もおそらくそろそろ改修しないといけない時期が来ているが、経費がないのでだんだん第何種というランクが下がってきていると思う。実は益田の場合、宿泊施設の問題がある。昨年度中学校の県総合体育大会が益田であった。やはり宿泊の関係で色々問題があった。県の中学校体育連盟の陸上競技専門部は、もう益田では県総合体育大会は開かないという方向性を出している。ということは、もう松江と出雲しか陸上については開催できないということになる。体操は松江と浜田で交代で開催しているが、そういったこれからはある程度、種目によって開催される場所が固定化されるのかな、そういった方向へ向いているのかなという気もしている。

各委員

他はよろしいか。

特になし。

2 議題

(1) 浜田市立学校統合計画審議会委員の委嘱について (資料 1)

湯浅係長

この委嘱であるが、この度佐々木正和委員が退任になり、新たに委嘱する必要が生じている。まちづくり推進課へ推薦の依頼を行っており、7月6日付けで回答をいただいている。選出いただいたお名前であるが、井戸静志様で、浜田市連合自治協議会からの推薦ということで、委嘱をさせていただきたいと思う。2番に、委嘱後の全体名簿を載せている。

委嘱の内容であるが、一番下のところ、(1)(2)である。委員等の定数であるが、識見者7人以内、各種団体から推薦された者5人以内、その他市長が特に必要と認める者3人以内となっている。任期については、今現在、委嘱はしていないが、委嘱後から平成31年5月23日までの間として委嘱をさせていただきたいと思う。

石本教育長
湯浅係長
石本教育長

任期については前任者の残任期間ということでよろしいか。
そうである。

では、今事務局から提案があったように、浜田市立学校統合計画審議会委員の佐々木正和委員さんが退任されたということで代替りの委員として、連合自治協議会から井戸さんのご推薦があったということである。これについて何か質問があるか。

各委員
石本教育長

特になし。

それでは佐々木正和さんの後任の委員に井戸静志さんを委嘱するということがよろしいか。

各委員
石本教育長

全会一致で承認。

では、そのように決定させていただく。それではその様に手続きをお願いします。

(2) 浜田市山藤功奨学金給付規則の制定について (資料2)

湯浅係長

資料2からご説明する。事前に規則については、送付させていただいたところであるが、説明にあたっては概要をまとめているのでこの概要説明資料から説明させていただく。

題名は「浜田市山藤功奨学金給付規則」である。目的、理由であるが「優れた資質と向上心を有するにもかかわらず経済的な理由により就学が困難な学生に対し、浜田市山藤功奨学基金を原資とした浜田市山藤功奨学金を給付することとするに伴い、規則を制定するもの」としている。この目的、理由については規則の第1条関係となっている。

続いて概要である。主なところを抜粋しているので、そこから

ご説明をさせていただきたいと思う。

1番は奨学生の要件である。規則で第3条関係になるが「保護者が市内に住所を有する者又は市長が特に必要があると認める者のうち、次のいずれにも該当するもの」としている。その区分であるが、(1) 大学に在学している者（ただし、通信教育を受ける者を除く）。(2) 番として、向学心に富み、性行が良好で学業の成績が優秀である者。それから(3) 番として、経済的な理由により就学が困難である者。(4) 番として、奨学金の給付対象期間について、市が行う他の奨学金制度の適用を受けていない者。としている。

続いて2番であるが奨学金の額である。規則であれば、第4条関係となる。「月額3万円として給付をするもの」である。

続いて3番である。奨学金の給付対象期間である。第5条関係に規定をしている。「大学の正規の修業年限、4年を上限として給付をするもの」である。

続いて4番である。給付申請で第6条関係になる。「給付申請は、大学に入学する年に限りすることができる」としている。

続いて給付の方法である。第8条関係に規定しているが、「年2回払い」としている。半年ごとの給付となる。

続いて6番、届出関係である。第9条関係になるが、「奨学生は、次のいずれかに該当したときは、市長に届け出をしなければならない。」(1) 氏名又は住所を変更したとき。(2) 退学したとき。(3) 心身の故障のため卒業する見込みがなくなったとき。(4) 留年したとき。(5) 休学し、又は停学の処分を受けたとき。(6) 復学したとき。(7) 転学したとき。(8) 保護者が氏名又は住所を変更したとき。(9) 保護者が死亡したとき。(10) 奨学金の給付を受けることを辞退しようとするとき。としている。

7になるが、給付決定の取り消しである。第10条関係になる。「市長は奨学生が次のいずれかに該当するときには、奨学金の給付決定を取り消す。」としている。(1) 大学を退学したとき。(2) 心身の故障のため大学を卒業する見込みがなくなったとき。(3) 学業の成績又は性行が不良となったとき。(4) 奨学金の給付を受けることを辞退したとき。(5) 死亡したとき。(6) この規則に違反したとき。(7) その他市長が必要と認めるとき。としている。

大きな5になるが、施行期日等になる。まず、施行期日であるが公布の日としている。実際に公布については7月7日にしてい

る。7月7日に、山藤功奨学金の基金条例が公布されている。その公布時期と合わせたかたちで、公布、そして施行となっている。

それから2番として、経過措置である。(1)であるが、平成29年度については、10月1日から翌年3月までの半年間とするために読替をしたものである。

それから(2)29年度奨学金の給付回数であるが、規定では2回となっているが、半年間の給付ということになるので、1回の給付とさせていただくものとして、読替をするものである。

続いて3番である。浜田市奨学金貸与規則による奨学生から、今回制定した浜田市山藤功奨学金給付規則による奨学生へ切替えがあった場合の規定であるが、浜田市の奨学金の併給はできないと規定しているが、今回山藤功奨学金の申請はできるとみなす規定をしたものである。切替後、仮に貸与から給付型に変わった場合は、貸与型は給付できないという考え方になる。

続いて4の、浜田市奨学金の貸与規則の一部改正である。これについて(1)奨学金の併給禁止規定を追加した。これは明確にするために規定している。それから(2)届出事項に「留年したとき。」を追加している。これは給付規則では「留年したとき。」という規定を設けているが、貸与規則では規定を明確に入れていなかったもので合わせるために、所要の改正として追加をするものである。(3)である。経過措置の追加であるが、「被貸与者が山藤功奨学金の給付の決定を受けたときは、奨学金の貸与を受けることを辞退したものとみなす。」これは給付規則ではなく、貸与規則での規定ということで追加をするものである。それから「山藤功奨学金の給付決定を取り消された場合の返還措置期間は6月とする。」という内容である。それから貸与規則で、様式の追加をさせていただいている。この様式については、この度制定した山藤功奨学金と同様であり、9ページをご覧いただきたい。貸与ではこの「取消・停止通知書」を規定していなかったもので、それを規定するものである。

続いて5番である。戻っていただいて3ページ目になるが、「浜田市奨学金貸与審査委員会規則の一部改正」である。現在、規定がされていたのが浜田市奨学金貸与審査委員会という名称であったが、この審査委員会で、山藤功奨学金の審査も行うこととして、貸与の文言を外すため、浜田市奨学金審査委員会と改めたものである。

続いて6番になる。「浜田市坂根正弘奨学金給付規則の一部改正」であるが、こちらにも明確化するという意味で、奨学金の併給禁止規定を追加したものである。

以上である。

石本教育長

ただ今事務局から提案と説明があった。規則であるので法令審査会で十分諮って、中身については確認していただいているので間違いはないと思うが、何かご質問等、わかりづらいところがあればご質問いただきたいと思う。

藤本委員

規則の中の、第6条のところに給付申請があつて、ここに(1)から(5)まで添付書類が書いてあるが、この中の(4)の在学証明書というのは、あくまで在学していなければならないので、だいたい給付の規則がこの様になっているからいいのだが、高校で学力がかなり優秀という状況でありながら、家庭の状況で受験そのものがないという子どもは、他に救う道がないものか。一応これは大学までは行かないと申請できないから、それよりもっと前段のところで学力も優秀で素行も優秀だと、しかしながらご家庭の事情で受験そのものがないという人も中にはあるのではと私は思う。今の制度ではそういった方を救うものはないのか。

石本教育長

奨学金の一番大きな組織は、日本学生支援機構という組織だと思うが、そこはいわゆる予約奨学生というのがある。高校3年生の段階で成績が優秀であるというので申請をして、高校3年生の段階で大学に入った場合、合格した場合にはそういった奨学金を受けることができるという制度があるので、今心配されたことはそういったことで対応ができる。ただ浜田市の場合はそういった形になっていないので、大学に入った後に申請をもらう。

市は書類を出すだけか。

日ノ原主任主事

そうである。来年度からは今の貸与と同じように1月から3月に一応、ここの大学を受験するという格好で申請をいただいて、決定はやはり4月以降になってくる。

藤本委員

決定は4月以降でも良い。問題はそれ以前の段階で、前段で優秀であればこういう制度があるので合格さえすれば、これに乗ることができるというような方法があれば、今教育長が言われたのがひとつのその方法であるが。

金本委員

大学自体にもある。大学で学費が無料になるという方法もある。

石本教育長	それはおそらく、入試の成績でもあるか。1年間成績が優秀であれば2年目から学費を免除するというのがある。
藤本委員	承知した。
宇津委員	確認であるが、すでに浜田市から貸与型奨学金の貸与を受けている人が、成績等々勘案して山藤功奨学金に切り替えたいといったときにそれは可能か。
湯浅係長	今年度だけは可能である。
宇津委員	それが切り替わったら、前の貸与型のものはもう受給できなくなるのか。
湯浅係長	そうである。
石本教育長	ただ、山藤功奨学金は大学に入った1年生のときに申請することになっているので、今年の1回目は3年半になるのだが、普通は4年間を給付するということになる。今大学3年生で貸与型をもらっている方が給付に（変更）ということとはできない。であるから、今年の1年生が今4名、貸与が決定しているが、その方が給付に切り替えたいというのは今年はオッケーであると思う。
金本委員	坂根奨学金と山藤奨学金のすみ分けというか、違いがあるのか。
湯浅係長	山藤功奨学金については経済的理由といったところが1番になってくる。坂根正弘奨学金については、人材のところでも将来的に企業などで活躍していただくということが重点となってくる。
金本委員	坂根正弘奨学金は1年ごとにチェックが入るようだが、山藤功奨学金は何か書類を出せば良いのか。
湯浅係長	基本的には貸与型と同様の審査手順を踏むということで今調整をしている。
石本教育長	坂根正弘奨学金とのすみ分けということで、ざっくり言うと成績を重視するのが坂根正弘奨学金、より経済的困難というのを判断材料とするのが、山藤功奨学金である。当然どちらも学力が高くないとはいけないがその中ではそういったすみ分けとなってくる。
	他にあるか。
各委員	特になし。
石本教育長	それでは、提案のあった内容で浜田市山藤功奨学金給付規則を制定することについて異議はないか。
各委員	全会一致で承認。

3 部長・課長等報告事項

佐々木部長

平成 29 年 9 月 定例会日程（見込み）（資料 3）

9 月議会の日程である。ここには 9 月 4 日からと書いてあるが、この 1 週間くらい前 8 月 28 日が一般質問の締め切りということになっており、8 月の終わりごろから議会モードに入っている感じである。通常選挙前の議会では今まで個人一般質問はなかったのだが、今回は個人一般質問もあるということで予定をされているところである。9 月の議会であるので、21 日以降、予算決算委員会というのがありますが具体的には昨年度の決算委員会がこの中で行われるという予定になっている。終わりは 10 月 3 日に表決という予定である。これは今のところ予定ということであるので 8 月 25 日の議会運営委員会で正式決定されるものであるのご承知おきいただきたい。

河上課長

行事等予定表（資料 4）

毎月の行事予定表ということで、今日現在で把握している行事を載せている。この中で右の欄から 2 つ目のところに教育委員方の欄に丸がついているのが、8 月 1 日平成 29 年度市町村教育委員研修会。これは中央図書館で開催である。8 月 6 日に島根県 PTA 連合会研修大会・浜田大会が石中央文化ホールで開催される。8 月 24 日には教育委員会定例会ということで、次回は講堂 AB を予定している。この 3 件については出席依頼をさせていただければと思う。その他もこういった行事があるので時間があればご覧いただければと思う。また今日以降日程等の追加等があればその都度連絡をさせていただければと思っているのでよろしくお願ひしたい。

石本教育長

補足する。8 月 1 日の市町村教育委員研修会、元は教育懇談会という様な形で県西部と東部に分けてやっていた。終わった後、懇親会等も設定をされた会議であったが、県の教育長が変わられて「その方針を変えよう。」と言われた。教育長については色々と研修する場があるけれども、教育委員方については研修の場が少ないので教育委員方の研修会ということに名目を変えて実施をしたいということである。だからといって教育長は来なくてもいいということではないようで、都合のつく教育長は参加をして良いという案内があった。私はこの日都合が悪く、浜田であるのに申し訳ない。教育委員方だけの参加にな

るがよろしくお願ひしたい。

日程の漏れがある。8月7日13時30分から県立大学の講堂で教育講演会。これは教育研究会と教育委員会共催の催しものである。

藤本委員

私の個人の意見であるが、8月1日に教育委員研修会がある。それで、石本教育長はたまたま事情があつて出席ができないということで、それは当然あつて良いが、県の教育委員会が考える基本スタンスというのは私は違うと思う。教育長は色々と会議等があるので良いが、やはり出席されて色々な地域の教育委員方がどういうことを発言されたり、思いを述べられたりするののかというのを聞かれるのも私は大事であると思う。だから基本スタンスとして、県の教育委員会のことを言っているのであるが、無理に出席されなくても良いということは私はおかしいと思う。ただ事情があつて来られないというのは別次元の話であると思う。何か機会があればこういうことを、理屈を言われる人がいると言つていただいても構わない。人の話を聞くということも私は大事であると思う。

石本教育長

承知した。多分1日の日に研修の後意見交換会があるので、その発言を言われるとまたもめるかもしれない。その辺はよろしくお願ひしたい。確かに言われることもわかる。教育委員方がどんな事を思つておられるのか聞くのも確かに勉強の1つである。何かのときに話をしておく。

平成29年度運動会及び学習発表会等日程（資料5）

森脇課長

また後ほど、どちらにどの委員さんが行かれるということで協議いただくと聞いている。ちなみに9月9日には5校、9月10日は7校、9月16日には8校、9月17日には6校、9月30日には3園の運動会がされる予定になっている。どうかよろしくお願ひしたい。

石本教育長

これは今日、後から決めるのか。

湯浅係長

この後である。

石本教育長

では後ほどまた。

湯浅係長

ふるさと郷育推進事業実施公民館一覧（資料6）

本日、生涯学習課長が欠席である。

添付の通り。

自然体験活動推進事業の一覧（市立小学校・市立幼稚園）（資料7）

添付の通り。

Hamada マリン郷育プロジェクト (資料8)

メインイベント海の学校を開催したということで報告である。

土曜学習支援事業 (資料9)

土曜学習支援マナビィはまだが始まった。ということでこれについても報告、それから開催日等の通知の内容である。これについては大変申し訳ないが、資料をまた見ていただければと思う。

村瀧室長

平成29年度 ふれあいフォーラム (資料10)

この事業は、浜田市教育研究会人権同和教育部会とともに開催するもので、8月17日(木)午前10時30分から石中央ホールで行う。講師は、同和問題をはじめとする現実の課題へ、“ひとづくり”を中心とした地域ぐるみの取り組みを通して向き合い、活力ある“まちづくり”を行っておられる、NPO法人崇仁まちづくりの会専務理事の菱田不二三さんにお越しいただき、「まちづくりはひとづくり～崇仁地区の今日と明日」と題し、講演いただく。崇仁まちづくりの会は京都市にある。まちの将来を担う子どもたちに夢のある、生き活きとしたまちを残し、引き継ぐための活動、そして地域住民の方々の生活と人権を守る取り組みを行っておられる。たくさんの方にご来場いただき同和問題について共に考え、差別をしない、させない、許さない行動ができる人権感覚を磨いた人間づくりの取り組みを進めて行きたいと思う。

石本教育長

今資料のあるところについて報告いただいた。その他資料がないところで課長方から報告があれば願います。

河上課長

浜田市のメールが流れていると思うが、以前からも言っているがセアカゴケグモが今日も笠柄町で見つかったという連絡が入った。学校教育も連絡はしたのか。

森脇課長

はい。メールで周知した。

河上課長

幼稚園も長期休業中ではあるが、各園に一応注意喚起通知を行っている。

石本教育長

どれくらいの毒性があるのか。

佐々木部長

日本では死亡例はない。海外ではあるかもしれない。

石本教育長

その他連絡事項はあるか。

各課長

特になし。

石本教育長
各委員
石本教育長

委員方から質問等はあるか。
特になし。

今日は生涯学習課長が欠席しており詳しい説明がなかったが、資料9のところで、土曜学習支援事業の年間計画表である。7月22日に第1回の様子が載っている。今までの反省に基づいて、土曜の午前中だと部活動があつて出にくいということがあり、土曜の午後に開催を変更しているし、それから夏休みの期間も6回集中的にやるといった様な新たな取組もやっている。それから今までは自由学習というか、自分がやりたいものを持って行って、やりながらわからないところを講師の方々に聞くという様なスタイルであったが、今回から少し取組を変えて、授業形式、皆さん同じ様なことを勉強するという様な方向に変えていると聞いている。それで間違いないか。

森脇課長

はい、学年ごとに授業形式でやってもらい、1年生は6人、2年生は1人だったが、3年生が3人ということでそれぞれの学年に応じて、基礎的なところを授業形式で勉強してもらった。やはり自分で持ってくる自主学習だと、何をしたらいいかなという様な時間があつたが、授業形式だと皆さん集中してやっておられた。

石本教育長
各課長

ありがとうございました。そういった様に中身を変えている。その他よろしいか。
はい。

4 その他
(1) その他
藤本委員

今子どもたちが夏休みに入っている。私の住む地域に子どもたちが少なく3、4人しかいない。昨年から大人もなるべくラジオ体操に参加したらどうかと言ったら、老人クラブの人が「それはいいことだ、協力しよう。」ということで、昨年は15人くらいの方が出られてやっている。今年も同じ様なことを始めている。結構近所の方が驚いて出られるくらい的人数が参加されている。特に今朝は中学校も合同でやろうということにしてあり、中学生も全員参加。小学生は全員といってももちろん地域の者だけである。したがって、校長先生や学校の先生も何人か出席されている。今朝はかなりの人数で賑やかにラジオ体操をした。地域が関わっていきこうということで、一応皆さん協力さ

れている。明日も明後日も、今度は中学生はいないが、土日を
除いてはラジオ体操をやると。今年から特に大人もカードに判
を押してもらおう。それで皆勤賞を準備している。ということで
私は何が何でも出ようと思っている。以上報告である。

石本教育長

私も実は去年からラジオ体操に参加している。これは三階小
学校区のまちづくり委員会の取組として、地域をあげてラジオ
体操に取り組もうという形で、確かにカードを作られて配られ
る。隣の小学生がうちにも「はい、ラジオ体操。」と言って持っ
てくるので、参加している。うちは判子でなくて 100 円均一で
買った、星のマークのシールを貼ってくれている。去年よりも
一段と体が曲がらないと思いながら、2 回程出席をした。その他
ないか。

各委員

特になし。

次回定例会日程

定例会 8 月 24 日 (木) 13 時 30 分から 本庁 4 階講堂 AB

次々回定例会日程

定例会 9 月 26 日 (火) 13 時 30 分から 浜田公民館第 2 研修室

14 : 35 終了